

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カスミ茂原店
- 2 所在地 茂原市高師字川間1937番 ほか
- 3 建物設置者 株式会社カスミ
- 4 小売業者名 株式会社カスミ（業種：食料品、日用雑貨）
- 5 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,847㎡

（変更後）2,472㎡（増床625㎡）

（2）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）199台

（変更後）202台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）20台

（変更後）27台

ウ 荷捌き施設の位置及び面積

（変更前）20㎡

（変更後）60㎡

（3）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）3か所

（変更後）4か所

6 変更年月日 平成22年11月12日

7 処理経過

（1）届出日 平成22年3月11日

（2）公告縦覧期間 平成22年3月30日～平成22年7月30日

（3）説明会 平成22年4月14日 茂原市青色申告会館

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,472㎡
- 2 駐車場の収容台数：202台
- 3 駐輪場の収容台数：27台
- 4 荷さばき施設の面積：60㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：60㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後3時

8 市町村・住民等の意見

(1) 茂原市の意見

- ア 退場経路設定や車両誘導等について再検討をお願いしたい。
- イ E - 4 出入口を通過する車両については、左折のみとしていただきたい。
- ウ 車両が出入りする時は、歩行者の安全に十分注意をしていただきたい。

(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月30日通知

<理由>

- (1) この届出は、店舗面積の増床及びそれに伴う荷捌き施設の面積の変更、駐車場・駐輪場台数の増加を行うもので、増床に伴う駐車場数等は指針を満たしており、また騒音の予測結果は基準値を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められるため。
- (2) 法第8条第1項に基づく茂原市の意見に対して、下記のとおり適切に対応されていること。
 - アについて、「既存店なので現状誘導ルートを変更徹底させるのは難しいと思いますが、繁忙時には誘導員を配置し安全に配慮します。」
 - イについて、「原則左折 IN 左折 OUT で行うよう、周知徹底します。」
 - ウについて、「繁忙時には誘導員を配置し、安全確保を図ります。」
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ism 緑が丘店
- 2 所在地 八千代市吉橋1858番地ほか
- 3 建物設置者 株式会社マイライフ 代表取締役 石井恵子
- 4 小売業者名 株式会社トライアル(業種：食料品ほか) ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 1, 284台 (4か所)
 - (変更後) 850台 (4か所)
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 3か所
 - (変更後) 4か所
- 6 変更年月日 (1) 平成22年11月18日 (2) 平成22年8月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年3月17日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年4月2日～平成22年8月2日
 - (3) 説明会 平成22年3月30日 緑が丘プラザ（緑が丘公民館）
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八千代市の意見

駐車台数が減少していますが、建物内R階については今後道路が混雑するようになった場合、元の状態に戻すようにしてもらうこと。
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：20,640㎡
- 2 駐車場の収容台数：850台
- 3 駐輪場の収容台数：779台
- 4 荷さばき施設の面積：486㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：308m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前0時～午後12時
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月27日通知

<理由>

- (1) この届出は、収容台数の減並びに自動車の出入口の数の増及び位置の変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八千代市の意見に対して

R階の駐車場については来客用57台、従業員用286台として届出しましたが、収容台数（343台）は変更届出の前後で変わっていません。混雑が予想される場合には、従業員用を臨時の来客用として利用します。

としており、適切な対応がとられていると認められること。

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 株式会社トクジロー酒々井店
- 2 所在地 酒々井町上本佐倉字外宿122番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社メガーズ 破産管財人 真田範行
- 4 小売業者名 株式会社トクジロー(業種：リサイクルショップ)
- 5 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所

(変更後) 2か所

- 6 変更年月日 平成22年4月1日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成22年3月17日
- (2) 公告縦覧期間 平成22年4月16日～平成22年8月16日
- (3) 説明会 平成22年4月8日不要承認済み

8 市町村・住民等の意見

- (1) 酒々井町の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月6日通知

<理由>

- (1) この届出は、自動車の出入口の数の減であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく酒々井町及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,971㎡
- 2 駐車場の収容台数：136台
- 3 駐輪場の収容台数：80台
- 4 荷さばき施設の面積：28㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：29㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：翌午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前9時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 小見川ショッピングセンターアピオ
- 2 所在地 香取市分郷字龍生11番地ほか
- 3 建物設置者 株式会社鈴木総合管理事務所 代表取締役 田中明
- 4 小売業者名 株式会社トライアルカンパニー(業種：食料品、雑貨他) ほか
- 5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後8時

(変更後) 午前8時から午後10時

(株式会社トライアルカンパニーのみ翌午前8時まで)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時15分

(変更後) 午前7時30分～翌午前7時30分

- 6 変更年月日 平成22年5月9日

7 処理経過

(1) 届出日 平成22年3月26日

(2) 公告縦覧期間 平成22年4月23日～平成22年8月23日

(3) 説明会 平成22年4月24日 午後3時、午後6時

8 市町村・住民等の意見

(1) 香取市の意見

ア 公道に路上駐車されることの無いように十分な駐車場の確保や駐車場内の交通事故の防止のための対策をすること。

イ 夜間の駐車場の明かりを歩行者の安全のために確保すること。その際、近隣住民に配慮した照度とすること。

ウ 廃棄物及び容器包装について減量化を図るとともに、資源の有効活用を推進すること。

エ 車上狙いやひったくり等の犯罪に対する意識の高揚や防犯対策をすること。

オ 香取市環境保全条例に基づく騒音又は振動に係る特定施設設置届出書を提出すること。騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設設置届出書を提出すること（準住居地域に設定される特定施設に限る）。

<届出概要>

- 1 店舗面積：7,634㎡
- 2 駐車場の収容台数：506台
- 3 駐輪場の収容台数：68台
- 4 荷さばき施設の面積：96㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：76.5㎡
- 6 開店時刻：午前8時
閉店時刻：翌午前8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～翌午前7時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後11時

カ 廃棄物適正処理について搬出元責任者を認識し、計画的に行うこと。

(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月27日通知

<理由>

- (1) この届出は、閉店時刻を繰下げ及び駐車場利用時間を24時間に変更するもので、騒音の予測結果は、来客車両走行音が規制基準値を超過しておりますが、保全対象側では基準値以下であること、また、荷さばき車両走行音が規制基準値を超過しておりますが、現況騒音の騒音レベルの方が高いことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微なものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく香取市の意見に対して、
 - アについて、十分な駐車場を確保しています。繁忙期には、交通整理員を配置し、交通事故防止に努めます。
 - イについて、駐車場灯を設置しております。
 - ウについて、ペットボトル、トレイ等は回収し、リサイクル。段ボール、プラスチック等についてもリサイクルを推進しております。計画的な販売、ロスの低減等による廃棄物の減量化。
 - エについて、店内には防犯カメラを設置、従業員等の巡回による防犯対策を実施します。
 - オについて、特定施設の届出に関して、香取市環境安全課と協業進行中です。
 - カについて、廃棄物について適正に処理し、生活環境の保全、地域の美化に努めます。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件 5

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

（第82回大規模小売店舗立地審議会）

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 新京成ビル（津田沼14番街ビル）
- 2 所在地 習志野市津田沼一丁目2101番ほか
- 3 建物設置者 新京成電鉄株式会社 代表取締役 片岡 遼一
- 4 小売業者名 株式会社ユニクロほか(業種：衣料品ほか)
- 5 変更しようとする事項

（1）小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時から午後9時

（変更後）午前10時から午後9時

（ドン・キホーテのみ午前9時から午後11時まで）

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前7時～午後10時

（変更後）午前7時～午後11時30分

- 6 変更年月日 平成22年4月23日

7 処理経過

（1）届出日 平成22年4月8日

（2）公告縦覧期間 平成22年4月30日～平成22年8月30日

（3）説明会 平成22年4月20日 モリシアホール

8 市町村・住民等の意見

（1）習志野市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月21日通知

<理由>

- （1）この届出は、営業時間の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過するが、保全対象側では基準を満たすことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく習志野市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：8,796㎡
- 2 駐車場の収容台数：50台
- 3 駐輪場の収容台数：0台
- 4 荷さばき施設の面積：57㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：30㎡
- 6 開店時刻：午前10時
（ドン・キホーテのみ午前9時）
閉店時刻：午後9時
（ドン・キホーテのみ午後11時）
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前0時～翌午前0時

報告案件 6

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

（第82回大規模小売店舗立地審議会）

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 白井ラパモール
- 2 所在地 白井市富士字西137番地2ほか
- 3 建物設置者 株式会社ヒダカ 代表取締役 古川喜隆
- 4 小売業者名 株式会社東武ストアほか(業種：食料品スーパーほか)
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 閉店時刻 午後9時45分
(変更後) 閉店時刻 午前9時30分（24時間営業）（東武ストアのみ）
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時 ～ 午後10時
(変更後) 午前9時 ～ 翌午前9時
- 6 変更年月日 平成22年5月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年4月9日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年4月30日～平成22年8月30日
 - (3) 説明会 平成22年4月27日 富士センター
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 白井市の意見 あり
駐車場等の夜間照明に伴う周辺住宅（居住者）等への影響はないか確認したい。居住者、樹木、野菜への影響や照明に集まる昆虫等への対応を確認したい。
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：6,979㎡
- 2 駐車場の収容台数：473台
- 3 駐輪場の収容台数：365台
- 4 荷さばき施設の面積：368㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：112m³
- 6 開店時刻：午前9時30分
閉店時刻：午前9時30分
(東武ストアのみ24時間営業)
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年9月21日通知

<理由>

- (1) この届出は、閉店時刻を繰下げ24時間営業に変更し、合わせて、駐車場利用時間も24時間に変更するもので、騒音の予測結果は、来客車両走行音の一部が基準値を超過しておりますが、夜間の予測利用台数は少ないなど、周辺地域の生活環境に及ぼす著しい悪影響は少ないものと思われること。

- (2) 設置者においては、住民からの了解を前提のもとに営業時間の変更を進めており、周辺住民からの同意が得られなければ、営業時間の短縮を行う旨、届出書には記載されているが、変更前の住民説明会（届出前と届出後に実施）や営業時間が変更された現況においても、特に住民からの反対・苦情等はないこと。
- (3) 法第8条第1項に基づく白井市から意見があったが、適切に対応していること。同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田君津店
- 2 所在地 君津市外箕輪三丁目7番6 ほか
- 3 建物設置者 株式会社ジョイフルカンパニー 代表取締役 本田昌也
- 4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - （変更前） 1か所
 - （変更後） 2か所
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前） 5か所
 - （変更後） 6か所
- 6 変更年月日 平成22年5月22日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年4月21日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年5月6日～平成22年9月6日
 - (3) 説明会 平成22年5月6日不要承認済み
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 君津市の意見
 - ア 来店車両並びに地元の車両の通行を確保するとともに、駐車場待ちの車両による渋滞が発生しないようスムーズに誘導を行う体制を配備すること。
 - また、市道外箕輪三丁目11号線からではなく、信号機のある市道外箕輪二丁目21号線から進入させるよう努めること。
 - イ 駐車場から店舗を利用するには、市道の横断が伴うので、安全な誘導を行うこと。
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,971 m²
- 2 駐車場の収容台数：274台
- 3 駐輪場の収容台数：47台
- 4 荷さばき施設の面積：650 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：120 m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後7時

(ただし年間120日は午後7時30分)
- 7 駐車場利用可能時間帯：

午前8時30分～午後7時30分（ただし年間120日は午前8時30分から午後8時）
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：

午前6時～午後7時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年10月1日通知

<理由>

- (1) この届出は、工事のために一時的にA棟前の駐車場①を隔地駐車場②に位置を変更し、それに伴い駐車場の出入口の数が変更となったものを、工事が終了したため、再度、戻すための変更で、収容台数に変更はなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく君津市の意見に対して、
アについて、駐車場①及び駐車場②の出入口付近に交通整理員を配置し、周辺交通がスムーズに通行できるよう誘導を行っています。
市道外箕輪2丁目21号線から駐車場②に進入させるようジョイフル本田木材館壁面に案内看板を設置し、誘導を行っています。
イについて、駐車場から店舗を利用するには、市道の横断が伴うため、交通整理員を配置し、交通安全対策を行っています。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 スーパーセンタートライアル八幡宿店
- 2 所在地 市原市八幡海岸通 1971 番 1
- 3 建物設置者 株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 岩尾 崇
- 4 小売業者名 (株) トライアルカンパニー(業種：食料品スーパーほか)
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 - (変更前) 午後 8 時
 - (変更後) 午前 9 時 30 分 (24 時間営業)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前 8 時 ～ 午後 9 時
 - (変更後) 午前 8 時 ～ 翌午前 8 時
- 6 変更年月日 平成 22 年 5 月 21 日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成 22 年 4 月 28 日
 - (2) 公告縦覧期間 平成 22 年 5 月 21 日～平成 22 年 9 月 21 日
 - (3) 説明会 平成 22 年 5 月 18 日
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市原市の意見 あり
 - ① 店舗から生ずる廃棄物のうち、紙類、びん、缶、ペットボトル、生ごみ等については、できる限り再資源化を行い、廃棄物の減量及び市清掃施設への搬入抑制に努められたい。エコショップ制度の活用等により、ごみの減量と再資源化に協力されたい。
 - ② 防犯カメラの設置や警備員の巡回等による、駐車場内の防犯対策に努められたい。
 - ③ 二十四時間営業に伴う夜間・深夜の駐車場に係る騒音に対して配慮されたい。周辺住民より騒音に対する意見がでた際は速やかな対応を図られたい。
 - ④ 店舗から生ずる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物（金属類、ガラス類、プラスチック類等）に区別して、適正な処理をされたい。
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2, 775 m²
- 2 駐車場の収容台数：180 台
- 3 駐輪場の収容台数：80 台
- 4 荷さばき施設の面積：181 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：23 m³
- 6 開店時刻：午前 9 時 30 分
閉店時刻：午前 9 時 30 分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前 8 時～翌午前 8 時
- 8 駐車場の出入口の数：3 か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前 6 時～午後 10 時

第2 県の意見

「意見なし」 平成 22 年 10 月 8 日通知

<理由>

- (1) この届出は、営業時間の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過するが、保全対象住居側では基準を満たすことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市原市の意見に対して、以下のとおり適切に対応していること。
 - ①について、市原市が指定する廃棄物収集運搬業者及び収集処理業者に委託しており、減量計画及びリサイクル計画を立て廃棄物等の処理・運搬計画を行なっています。よって、今後も廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮を継続してまいります。
 - ②について、十分注意を図ってきましたが、さらに今後も防災・防犯対策を行なうにあたりまして、防犯カメラが不足する場合はその設置や、警備の強化が必要であれば警備員の巡回等による、駐車場内の防犯対策に努めてまいります。
 - ③について、24時間営業に伴う夜間・深夜の駐車場に係る騒音に対して配慮してまいります。また、周辺住民より騒音に対する意見が出た際は速やかな対応を図っていきます。
 - ④について、市原市が指定する廃棄物収集運搬業者及び収集処理業者に委託しており、減量計画及びリサイクル計画を立て廃棄物等の処理・運搬計画を行なっています。また、廃棄物保管施設の計画も区分ごとに施設分けしております。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 （仮称）スーパービバホームちはら台
- 2 所在地 市原市ちはら台南三丁目21番1
- 3 建物設置者 トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博
- 4 小売業者名 トステムビバ株式会社（業種：住・生活関連品専門店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - （1）駐輪場の位置
（変更前） 6か所
（変更後） 9か所
 - （2）小売業を行う者の閉店時刻
（変更前） 翌午前0時
（変更後） 午後9時
 - （3）来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前6時30分～翌午前0時30分
（変更後） 午前6時30分～ 午後9時30分
 - （4）駐車場の出入口の位置
（変更前） 6か所
（変更後） 6か所
- 6 変更年月日 （1）平成23年1月1日 （2）～（4）平成22年5月1日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成22年4月30日
 - （2）公告縦覧期間 平成22年5月18日～平成22年9月18日
 - （3）説明会 平成22年5月21日不要承認済み
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）市原市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：18,075㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,040台
- 3 駐輪場の収容台数：542台
- 4 荷さばき施設の面積：250㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：68㎡
- 6 開店時刻：午前7時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年10月7日通知

<理由>

- (1) この届出は、平成21年8月10日付けで新設の届出がされた時に、近隣住民から提出された要望に応えるために駐輪場の位置等を変更するもので、騒音の予測結果は、すべて基準を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市原市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。